

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月4日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
天草中央総合病院 院長 芳賀 克夫

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
白衣等洗濯業務委託契約
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限（期間）
令和3年4月1日～令和3年9月30日（半年間）
※ただし、令和3年3月31日までの間に、現受託業者による引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。）
- (4) 履行場所
天草中央総合病院及び附属介護老人保健施設
- (5) 入札方法
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務提供等」のうち「その他」でA、B、C、及びD等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。もしくは契約事務細則第4条第3項の規定に定める者とする。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 契約条項と示す場所

〒863-0033 熊本県天草市東町101番地

独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院 総務企画課経理係

電話 0969-22-0011 (内線390)

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。

入札説明書等の交付期間：令和3年2月4日（木） 9時00分～

令和3年2月19日（金）17時00分

（※土、日、祝日を除く）

- (2) 競争参加資格確認申請書の受領期限

令和3年2月19日（金）17時00分

（郵送する場合には入札書・委任状も受領期限までに必着のこと。）

- (3) 開札日時及び場所

令和3年2月25日（木）11時30分 管理棟第一会議室

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

- (2) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2（1）の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して受領期限内に提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」

- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (7) 入札参加が一者のみの場合は再公告を行う。

- (8) 詳細は入札説明書による。

独立行政法人地域医療機能推進機構 契約事務取扱細則

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第4条 地域医療機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建築工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有するものが僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところにより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

- 一 建築工事 直近の上位及び下位の等級に各付けされた者
- 二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に各付けされた者
- 三 物品の製造等 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあたっては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、物品の買受けにあたっては、直近の上位及び下位の等級に各付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争参加者の排除)

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争参加者の制限)

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。